

# 「DB JPRO」が出来るまでと その利活用

販売促進 読者サービス 権利制限対応など

小学館 田中敏隆

JPO 出版情報登録センター管理委員会  
委員長

2025年3月14日

# 最初にJPROについて

# 出版情報登録センター（JPRO） ⇒2014年スタートしました

事前予約受注促進の「近刊情報センター」で  
改正著作権法付帯決議の対応で  
出版情報登録センターに  
出版権情報も登録できるように！  
さらに確定情報をEDIで配信するシステム



それが出版情報登録センター

Japan Publication Registry Office

# JPRO

- ▶ 2014年 著作権法改正 ⇒ **JPRO**スタート
- ▶ 2015年 近刊情報から出版情報に  
確定情報を配信
- ▶ 2018年 取次搬入情報・物流情報・取次広報誌  
物流データを一元化

# 入力データの推移 ここまでが第2フェーズ

- ▶ 必須項目ばかりではありませんが・・
- ▶ 書誌情報 50項目でスタートしたJPRO
- ▶ 取次・図書館データを追加110 項目に

## インフラ JPRO の価値向上

- ▶ JPROは、出版業界の中核を担うインフラを目指してスタート、順調に成長中。
- ▶ インフラ整備に伴って。出版社がJPROを活用することが必須！！
- ▶ 取次会社・書店・ネット書店に活用してもらおう為に、まず、出版社自身が最大限に活用すること、が必要です。

# マーケットインの切り札

- ▶ 様々な便利な機能に加えて、取次会社の皆様の窓口などでの広報活動や、業量平準化の取次搬入予定日登録での採用などの多大な協力が効果的。
- ▶ JPROの見える化として、書協データベースとJPROデータを統合配信する `Books` と書店用の発売日と販売促進情報配信用の `**BooksPRO**` を2020年に公開。
- ▶ 電子書籍の登録、試し読み配信などマーケットインの切り札として出版社の皆様にも書誌情報の登録や取次情報・販売促進情報の登録を促進。
- ▶ ⇒ **Road to Market IN !!!!!**

# BooksPROは書店用の 出版情報サイト

- ▶ 書店・書店員のニーズ
- ▶ ① 出版情報はなるべく早く知りたい
- ▶ ② お客様の問い合わせに対応したい
- ▶ ③ 自分の担当ジャンルの出版物を知りたい

- 書店のニーズに応えるには・・・出版社は
- ① 基本書誌情報の発信を早く！
- ② 出版物の内容をより分かりやすく！
- ③ おすすめ書籍や販促情報を探しやすいジャンルに！

登録されている書誌情報  
書籍328万点 雑誌44,000点  
電子書籍 74万点 オーディオブック5,900点

読者向けの  
情報発信

**BOOKS**に表示

# JPRO 3つのサイト と 1つのサービス

※2025/1/31集計



# JPRO の狙い

PRODUCT OUT

MARKET IN



CUSTOMER IN

# JPRO Answer

## JPROに出来ること

出版社の皆様から  
ご意見です！

そもそも、書籍にしても新刊は登録しても  
既刊は無理 → 既刊が多くなって



2017年以前の出版物でISBNがある  
日販 書誌290万点 書影110万点  
トーハン 書誌285万点 書影200万点  
ご協力頂きました

# JPRO NOW

2025年1月31日現在

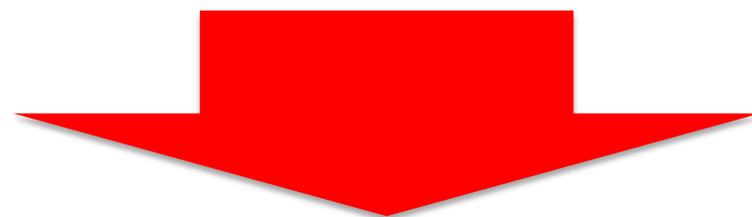
参加出版社  
3,070社

登録書籍数  
3,280,735点

登録定期雑誌  
44,587点

登録電子書籍 745,470点  
底本ISBNあり 473,583点  
うちJPROに登録 365,557点

登録オーディオブック  
5,952点



権利情報 259,725点

書籍登録数  
171,329点

電子書籍登録数  
88,396点

# これだけでは終われませんでした

- ▶ ちょっと遡りますが . . . .

# 著作権法改正とNDLとICT～DX

- ▶ 2002年 NDL (国立国会図書館)

『ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について』  
を審議会に諮問 2004年に答申。

- ▶ 2008年 長尾元館長 『長尾構想』を出版学会で講演

- ▶ 2009年 原口元総務大臣 (民主党) が『ICT維新ビジョン』を  
発表 ⇒ フューチャースクール構想

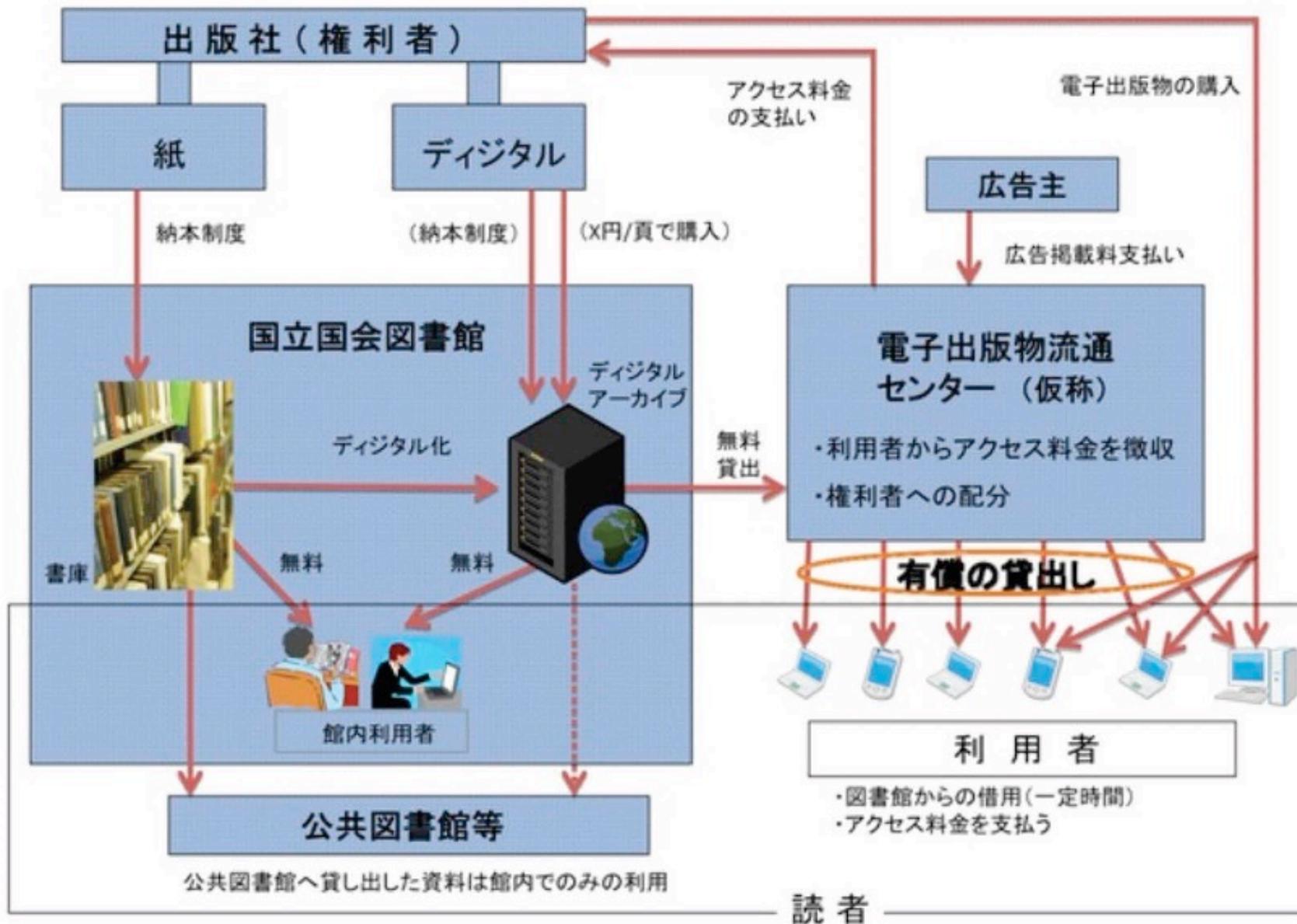
**NDL 著作権法改正 第31条2項**

**『保存目的のデジタル化が可能に』**

- ▶ 2010年 公取見解『著作物再版適応除外制度』は有体物が対象  
無体物である『電子書籍』は適応外。

# 長尾構想

## デジタル時代の図書館と出版社・読者

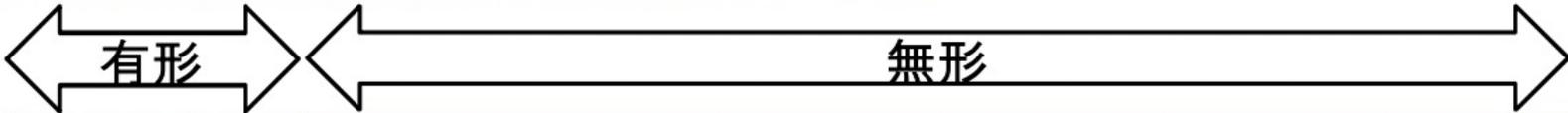


収集は  
2013年から

# デジタル資料の収集対象

デジタル化は  
2000年スタート

<国立国会図書館法に規定する制度に基づく資料収集イメージ図>



国内発信情報



館法25条の3に基づき収集  
(2010年4月～)  
⇒WARPで提供

許諾を得て収集  
(2002年4月～)  
⇒WARPで提供

館法24条～25条の2に基づき収集[納本制度]  
⇒デジタル化(保存・利用)

館法25条の4に基づき収集[eデポ](2013年7月～)  
⇒現在はA群のみ収集、デジタルコレクションで提供

※上記のような制度に基づく収集以外にも、購入や寄贈等の手段により選択的に収集するケースも(学協会のオンライン有償資料など)

# 利活用

- ▶ 2010年（H22） 所謂 三省墾 『デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会』
- ▶ 文化庁 『電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議』
  - ⇒ 2012年（H24） 著作権法改正

NDLは絶版等資料に係る出版物について、図書館などにおいて公衆に提示するものを目的とする場合には自動公衆送信を行うことが出来る。この場合において、利用者の求めに応じ、曾於調査研究の用に供するために自動公衆送信される当該著作物の複製を作成し、一人につき一部提供出来る。

- ⇒ 『図書館等』 『絶版等資料』 に限定
- ⇒ 閲覧：公衆に提示するために公衆送信
- ⇒ 複写：一部分の複製物を提供

**図書館間  
送信の  
始まり**

**2012年 著作権法 31条 3項新設**

『デジタル化資料の図書館等への絶版等入手困難な資料の送信が可能に』

# 絶版資料の『入手困難』って？

- ▶ 入手困難資料は、国会図書館の図書資料は当初は図書館向けに、現在は法改正がされて、個人向けに公衆送信が可能に。
- ▶ 平成21年の国会図書館資料デジタル化から関係者協議会が発足
- ▶ 図書館等への限定送信で『絶版資料』に限る事で合意
- ▶ “**入手困難ではない**”の定義にオンデマンド出版・電子書籍を含む市場で流通していることが定義された。

## 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備 (第31条等関係)

### 基本的な考え方

本格的なデジタル・ネットワーク社会の到来

⇒ 知の拡大再生産の実現に向け、広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備

⇒ 国立国会図書館にある、知の集積ともいえるデジタル資料を積極的に活用

このため

### 著作権の制限

以下の行為について、著作権者の許諾なく著作物の利用を可能とする規定を整備。

- ① 国立国会図書館による送信先図書館等に対するインターネット送信
- ② 送信先図書館等による利用者の求めに応じたインターネット送信された資料の一部複製

一方で、電子書籍市場の形成、発展の阻害とならないようにする必要

このため、以下のとおり、一定の限定をかけることが必要。

○ **送信先**… 公立図書館、大学図書館等

○ **対象出版物の範囲**… 国立国会図書館においてデジタル化された市場における

**入手が困難な出版物（「絶版等資料」）**

2012年  
法改正

# 国会図書館のデジタル化資料 限定送信に関する合意事項

平成24年12月10日国図電1212041号  
改正 平成31年1月24日国図電1901151号  
改正 令和3年12月3日国図電2111253号

## 国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第3項の規定に基づく国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関し、以下のとおり合意する。ただし、本文書に定める内容は、必要に応じ資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会において協議し、変更することができるものとする。

### 1 国立国会図書館からの送信先となる図書館等(以下「送信先機関」)の範囲

#### (1) 送信先機関の範囲

送信先機関の範囲は、著作権法第31条第3項の規定により国立国会図書館が送信可能な図書館等とする。

#### (2) 送信先機関の登録制度

現行の図書館間貸出制度に準じた登録制度(閲覧利用及び複写利用の2種類)を設ける。図書館間貸出制度の加入手続と同様に、一定の要件を確認の上、国立国会図書館が承認する手続とする。また、送信先機関は、定期的に登録制度に係る要件を再確認し、国立国会図書館に対し、要件の変更の有無を連絡する。

なお、加入の承認に当たっては、図書館法第2条に定められている私立図書館等の存在に留意し、送信先機関の設置趣旨や目的等に照らして適切な運用を行うこととする。

### 2 国立国会図書館からの送信対象となる資料(以下「送信対象資料」)の範囲

#### (1) 送信対象資料

送信対象資料は、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、入手困難な資料とする。入手困難な資料とは、流通在庫(出版者、書店等の市場)がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料とする。ただし、オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は、現に商業的に流通している事実を踏まえ、入手可能なものとして扱う。

#### (2) 送信対象候補とする資料

送信対象候補とする資料は、以下のとおりとする。

NDLの正式な  
資料番号付き

# 入手困難本の定義

拡大しましたここ見て↓

## 2 国立国会図書館からの送信対象となる資料(以下「送信対象資料」)の範囲

### (1) 送信対象資料

送信対象資料は、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、入手困難な資料とする。  
入手困難な資料とは、流通在庫(出版者、書店等の市場)がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料とする。ただし、オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は、現に商業的に流通している事実を踏まえ、入手可能なものとして扱う。

これも自己主張が必要では・・・  
JPRO の登録でBOOKSに表示が出来ます！

# 図書資料で出来ていたことは・・・

- ▶ それまでの著作権法では、
- ▶ 図書館で資料はコピーできていた。
- ▶ 公共図書館で閲覧希望者がいても、入手が困難な図書は、国会図書館で複写して送ってもらえた。
- ▶ 出来なかったこと・・・著作権が有効な図書資料のデジタル化

⇒ 紙の書籍で出来ていたことを

**デジタルを活用してもっと便利に！！**

**DX化って  
ことか**

入手困難本を増やさないために

# JPROでは

書誌情報にだけでなく、

単行本・文庫版・二次文庫・電子版・オンデマンド版をそれぞれ書誌として登録するだけでなく、関連付ける機能が用意されています。



それを

- ▶ 異版登録でマルチコンテンツ表示と呼んでいます。
- ▶ 電子版・オンデマンド版があれば“**入手可能**”です。

同一  
コンテンツを  
連結

## マルチコンテンツとは 入手困難ではない対策

元本にヒモ付く全ての出版物  
異版 = 判型違い、オンデマンド版  
他社版元刊行分

電子書籍  
オーディオブック

すべての関連付けが  
出来ます

# オンデマンド版表示は2022年から

岩波講座 物理の世界

## 岩波講座 物理の世界 物質科学の展開 1 超伝導と超流動

著：勝本 信吾

著：河野 公俊



オンデマンド版

### 内容紹介

岩波オンデマンドボックス

岩波講座物理の世界 物質科学の展開1 超伝導と超流動

オンデマンド版

著：勝本 信吾

著：河野 公俊

オンデマンド版



異版 (Different Edition)

### 内容紹介

超流動と超伝導は粘性や電気抵抗が消失する「目に見える」量子現象である。現象の発見から現代の研究のひろがりまでを、実験結果と理論の進展に沿いつつ見通しよく紹介する。これらの現象を理解するのに欠かせない素励起、巨視的波動関数などの画期的概念とその物理学における重要性とを読者にわかりやすく説明する入門書。

[もっと見る▼](#)

ISBN：9784007311123

出版社：岩波書店

判型：4-6

ページ数：152ページ

定価：2100円（本体）

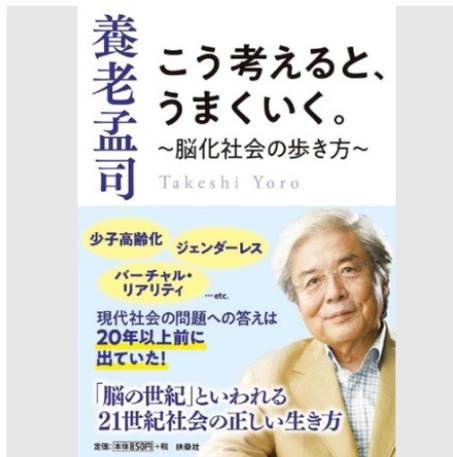
発行年月日：2021年07月

発売日：2021年07月13日

# オーディオブックと書籍・電子版

こう考えると、うまくいく。～脳化社会の歩き方～

著：養老孟司  
朗読：石津薪之介



出版社サイト

紙版

電子版

## 内容紹介

“現代社会を快適に生きる答え”は、20年以上年前に出ていた！  
「脳の世紀」といわれる21世紀社会の正しい生き方とは？  
20年以上に行われた養老孟司氏の講演録だが、  
[もっと見る▼](#)

JP-eコード：90357800000000271458  
出版社：扶桑社（制作：オトバンク）  
コンテンツ公開日：2025年01月03日

# 電子書籍のTTS対応は2023年から 表示機能追加

本の総合カタログ  
**Books**  
出版書誌データベース

ジャンル別発売日カレンダー

- すべて
- 文芸・人文
- 社会・ビジネス
- 医学・理工・コンピュータ
- 芸術
- 趣味・実用
- 児童書
- 語学・学参
- 文庫・新書
- コミックス・ゲーム
- ムック
- 定期誌・増刊
- オンデマンド
- 電子書籍**
- オーディオブック

利用規約  
プライバシーポリシー  
お問い合わせ

■ 本を探す

キーワードを入力   詳しくさがす ▼

座右の書『貞観政要』 中国古典に学ぶ「世界最高のリーダー論」

著：出口 治明

  
No Image

内容紹介  
「僕は毎日、この古典に叱られています」（著者）——  
中国は唐の2代皇帝・太宗による統治（貞観時代の政治）の要諦が凝縮された『貞観政要』。  
もっと見る▼

JP-eコード：04082351A09133700000  
出版社：KADOKAWA  
コンテンツ公開日：2019年12月07日  
TTS対応：あり

JP-eコード：04082351A09133700000  
出版社：[REDACTED]  
コンテンツ公開日：2019年12月07日  
TTS対応：あり

# JPROの項目数は・・・

- ▶ 2015年 JPRO開始時 50項目
- ▶ 2025年 法改正対応など 148項目  
入力が可能となっています。

表示しようとしているのは！！

入手困難ではない！

読者

作品

作者

## 出版社のメリット + $\alpha$

- ▶ 著作権法への対応

権利制限の動き・・・教育利用→出版DBとして

- ▶ 国会図書館など

図書館間送信・個人向け送信・電子書籍の  
納本義務化・視覚障害者用データ

→ 入力項目とBooks 表示とアクセス

☆ マルチコンテンツ表示

何故…  
法改正？

法改正・・・ここでは著作権

時代・テクノロジーの変化に対応する必要

デジタル＝無体物に対応した見直し

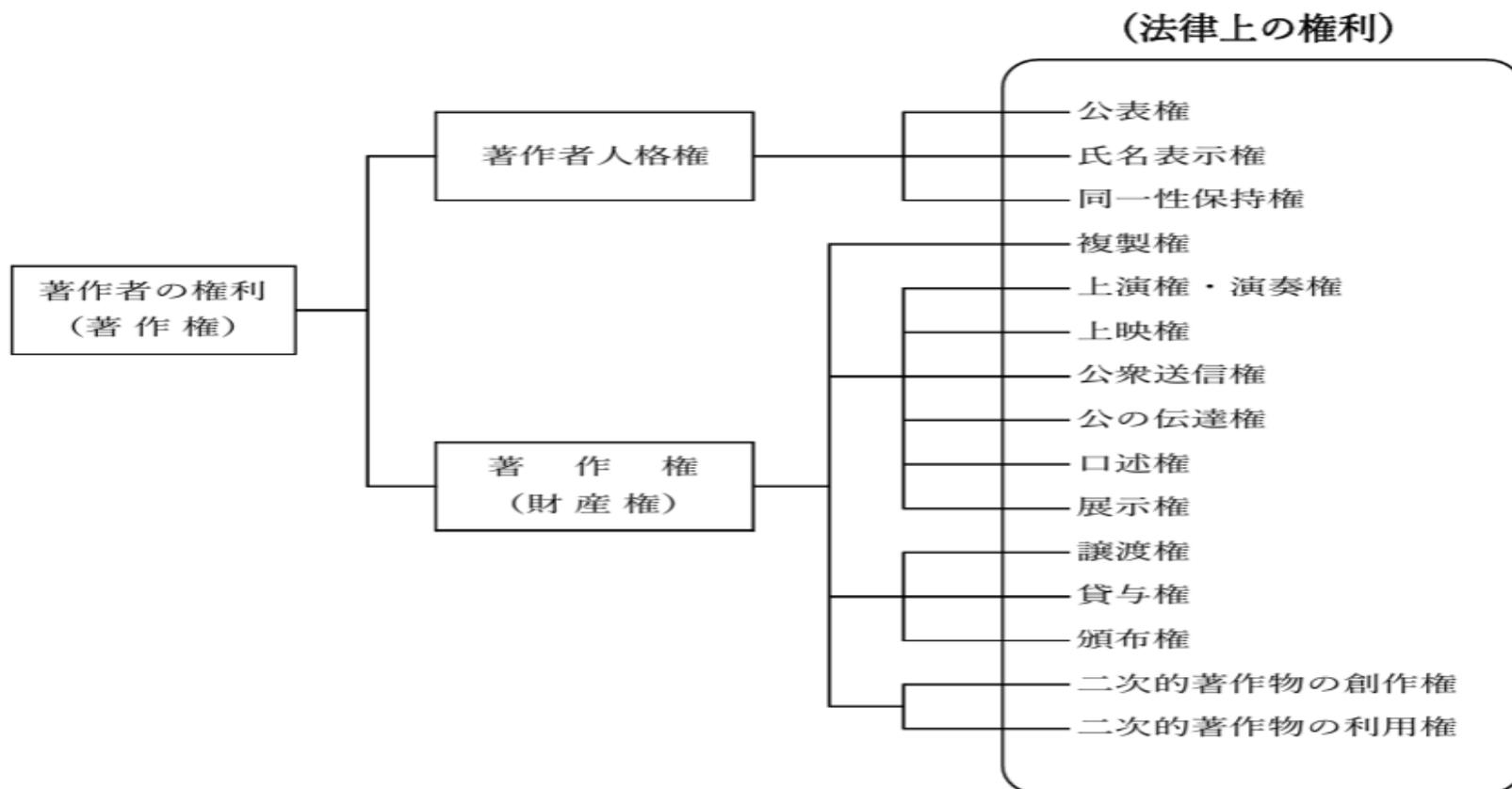
データは無体物なので、所有権・占有権・担保物権の対象ではない。

例えば、有体物の書籍と電子書籍を同様に扱おうとすると・・・

# 書籍が電子になって変わったこと

- ▶ 書籍は有体物            電子書籍は無体物
- ▶ 書籍は再販商品        電子書籍は非再販
  
- ▶ 書籍の著作権（譲渡権）適法な第一譲渡が行われれば消尽
- ▶ 電子書籍            無体物には所有権がない。  
                         所有権は“物”について生じる。  
                         譲渡権は消尽しない

# 著作権は人格権と財産権の支分権で構成



# 利活用と権利制限

- ▶ 2009年 (H22)第32条 2項 NDL 保存目的にデジタル化可能に
- ▶ 2012年 (H24) 第32条3項 デジタル化資料のうち**入手困難本**の  
図書館等への公衆送信と一部複製
- ▶ 2014年 (H26)電子書籍に対応した著作権の整備
- ▶ 2018年 (H30) ①教育の情報化に対応した権利制限 (補償金)  
②情報解析・所在解析を許可なく行える  
③アーカイブ利用促進・NDL→外国送信
- ▶ 2020年 (R2)侵害コンテンツ違法化・対抗制度導入
- ▶ 2021年 (R3) NDL 『**入手困難資料**』送信→利用者に  
**図書館著作物の一部をメール送信 (補償金)**
- ▶ 2023年 (R5)分野横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理

**入手困難だけでは  
足りないんです！**

なぜ法改正？

# だから必要なのは権利制限

## 消尽の原則

---

---

### ■ 内容

- 適法な第一譲渡が行われれば、その後の譲渡については権利を行使できなくなるという原則
- 譲渡権には明文の規定がある（著作権法26条の2第2項各号）
- 頒布権のうち、公衆への提示を目的としない複製物の譲渡については消尽を認める判例がある
  - 「公衆に提示することを目的としない家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物の譲渡」については、「複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡されたことにより、その目的を達成した者として消尽」する（最判平成14・4・25民集56-4-808〔中古ゲームソフト大阪事件〕等）

### ■ 正当化根拠

1. 著作物の原作品やその複製物の譲渡に際して常に著作権者の許諾を要するとすれば、その円滑な流通が阻害されること
2. 著作権者には第一譲渡の際に対価を取得する機会を保障すれば十分であること

（前掲中古ゲームソフト大阪事件判決）

# 消尽しないのが問題！・・・誰に？

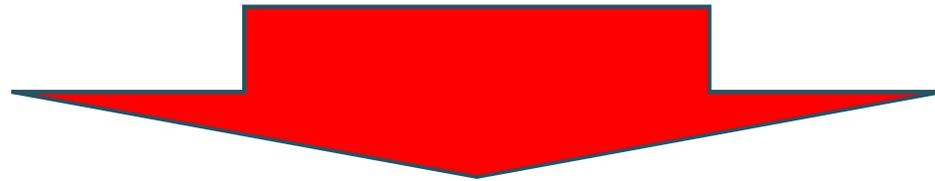
## デジタルコンテンツの流通形態と消尽

---

- 第1類型（パッケージソフトウェアの転売）
  - 譲渡権の対象であり、消尽する
    - 音楽CD、映画DVD、ゲームソフトウェアのカートリッジ、オフィス用アプリケーションのDVD等がこれに当たる
- 第2類型（ダウンロードコンテンツの有体転売）
  - ダウンロード販売が、①譲渡権の対象か、②適法な第一販売に当たるかが問題となる
  - 日本法の譲渡権は有体物の譲渡を対象としているため、譲渡権の対象ではなく、消尽の問題とならない
  - 公衆送信権の問題
- 第3類型（ダウンロードコンテンツの無体転売）
  - 譲渡権の対象ではなく、消尽の問題とならない
  - 公衆送信権、複製権等の問題
- 第4類型（ライセンスの転売）
  - 譲渡権の対象ではない
  - ライセンスは一般に著作権者の権利不行使を目的とする不作為請求権と理解されており、この契約上の権利ないし地位の譲渡可能性は、通常、使用許諾契約によって規律されている

# JPRO登録にはこんな効果が！

- ▶ JPROの登録出版社は3,000社超 登録書誌は320万点超
- ▶ 紙書籍・電子書籍・オンデマンド本・オーディオブック・雑誌・ムックなどの書誌情報・試し読みなど登録可能
- ▶ 一つの作品が様々な形になっている場合でも、すべてを繋げるマルチコンテンツ対応



入手可能性調査に対応できる

こんなことにも・・・

読書バリアフリー法にも

# 読書バリアフリー法

- ▶ 2013年の『マラケシュ条約』批准に伴う、2016年の『障がい者差別解消法』からの『読書バリアフリー法』対応となる。
- ▶ 出版社としての前向きな対応が書協『AB委員会』
- ▶ JPO 『ABSC準備会』 → 『ABSC管理委員会』
- ▶ ABSC準備会傘下の『TTS推進WG』
  
- ▶ フランスのような立法化を避けるために・・・

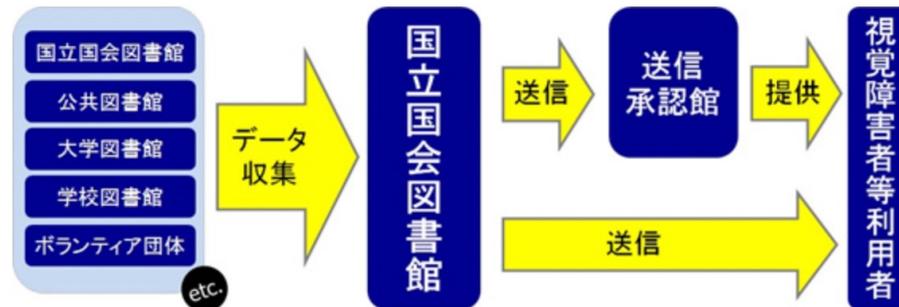
# 障害者対応の取組を拡大！

[ホーム](#) > [障害のある方へ](#) > 視覚障害者等用データ送信サービス（視覚障害者等個人の方へのご案内）

## 視覚障害者等用データ送信サービス（視覚障害者等個人の方へのご案内）

国立国会図書館が各機関から収集した視覚障害者等用データと、国立国会図書館が製作した視覚障害者等用データをインターネット経由で送信するサービスです。視覚障害者等個人の方がご自宅等から直接ご利用いただけるほか、国立国会図書館の施設内、本サービスに参加しているお近くの図書館等でご利用いただけます。

本サービスは、[国立国会図書館サーチ（障害者向け資料検索）](#)でご利用いただけます。



視覚障害者等用データの収集および送信サービスのイメージ図

# 紙の本と同様の取組ですが。 無償です。

300万点が  
電子化&  
OCR済み

[ホーム](#) > [図書館員の方へ](#) > [障害者サービスを実施する図書館へのサービス](#) > [視覚障害者等用データ送信サービス](#) > デジタル化資料の全文テキストデータの視覚障害者等への提供に係る確認手続

## 障害者サービスを実施する図書館へのサービス

- ▶ お知らせ
- ▶ 障害者サービス担当職員向け講座
- ▶ 障害者向け資料の統合検索・統合目録サービス
- ▶ 視覚障害者等用データ送信サービス
- ▶ 視覚障害者等用資料の製作

## デジタル化資料の全文テキストデータの視覚障害者等への提供に係る確認手続

出版社向け説明会を開催いたします。詳細は「[デジタル化資料の全文テキストデータの視覚障害者等への提供に関する出版社向け説明会](#)」のページをご覧ください。

国立国会図書館では、視覚障害者等用データ（DAISYデータ、点字データ等）を、視覚障害者等個人の方や図書館等にインターネット経由で送信する「[視覚障害者等用データ送信サービス](#)」を行っています。

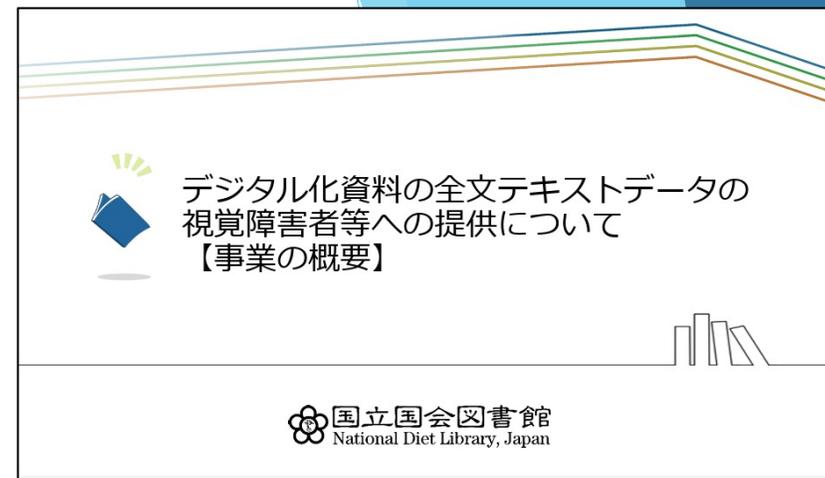
このサービスを通じて、国立国会図書館のデジタル化資料から、OCR（光学文字認識）を用いて全文検索用に作成したテキストデータ（全文テキストデータ）を、[著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項](#)（e-Govヘルリンク）に基づいて、視覚障害その他の理由で通常の活字の印刷物の読書が困難な方（プリントディスプレイのある方）に、下記の確認手続を経て提供します。

一般読者向けには  
【Books】というサービス

328万0735点の書誌情報  
74万5470点の電子版書誌  
5952点のオーディオブックが登録され

電子書籍・オーディオブックと書籍の  
紐付けが可能となっていますが・・・  
現状TTS対応と表示されている電子書籍は  
**29,340点**

# TTS対応の表示



- ▶ JPROはインフラは作れますが、情報の入力は基本的に出版社が入力することとしています。
- ▶ NDLの全文テキストデータ提供の説明会（→）の質疑で、『実際 amazonのKindle本で』  
**Text-to-Speech（テキスト読み上げ機能）：有効**  
となっている著作物は提供対象からの除外が可能となる

## リフロー型電子書籍

- ▶ 745000点のうちリフロー型は約269,869点
- ▶ 現状、その内TTSの登録は30,000点
- ▶ ほとんどのリフローコンテンツはamazonでTTSが有効となっているので、  
→ リフロー電子書籍のTTS対応は基本的に  
「あり」と設定

# これだけでは終われませんでした

- ▶ いつも切っ掛けは外部要因・・・

# 分野横断権利情報DBに関して

令和8年施行

- ▶ 文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書【概要】  
簡素で一元的な権利処理と対価還元の制度化について



分野横断の一元的窓口を創設

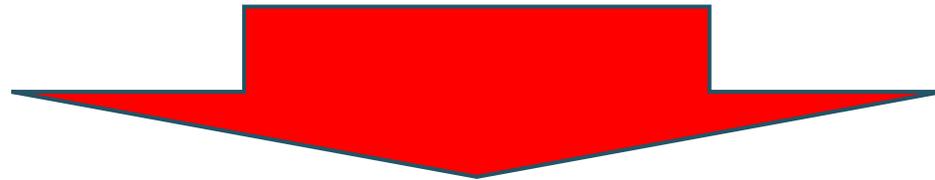
出版・音楽・写真・映像・舞台興業など様々

【海賊版被害等の損害賠償額の算定方法見直し】

【研究目的に関わる権利制限創設の検討】

# JPRO登録にはこんな効果が！

- ▶ JPROの登録出版社は3,000社超 登録書誌は380万点超
- ▶ 紙書籍・電子書籍・オンデマンド本・オーディオブック・雑誌・ムックなどの書誌情報・試し読みなど登録可能
- ▶ 一つの作品が様々な形になっている場合でも、すべてを繋げるマルチコンテンツ対応

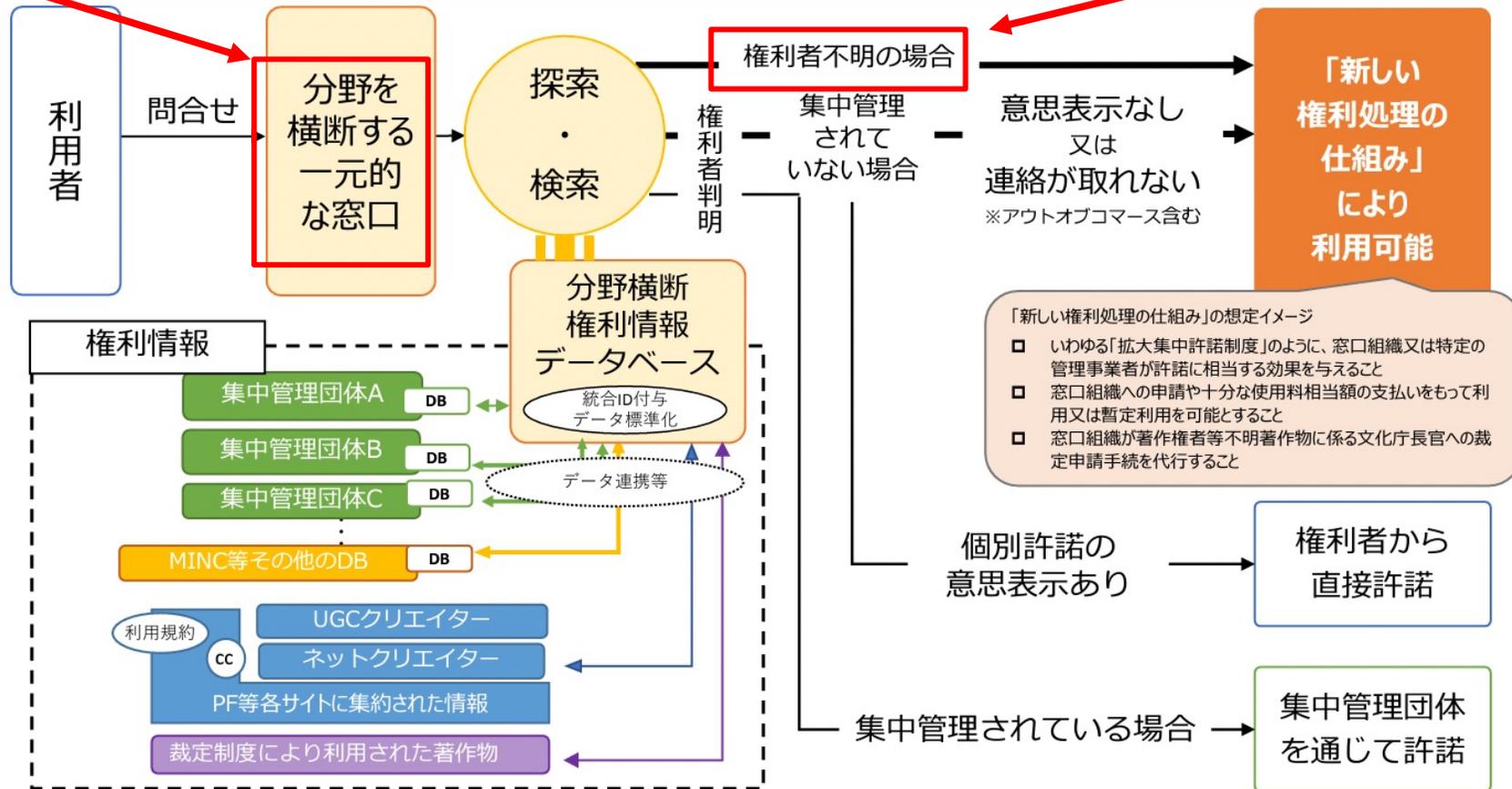


NDLともAPI連携、文化庁とも協議中  
JPRO 登録すればワンソースマルチユース！

- 著作権者等を探索するコストが減少し、権利処理が容易に
- 著作権者等が不明の場合や意思表示のない著作物の利用が可能に  
→新たな利用創出に伴うクリエイターへの対価還元機会の拡大
- メタバース空間でのコンテンツ活用促進やデジタルアーカイブの促進に貢献
- 著作権の普及・啓発による適法利用の促進やコンテンツ人材育成

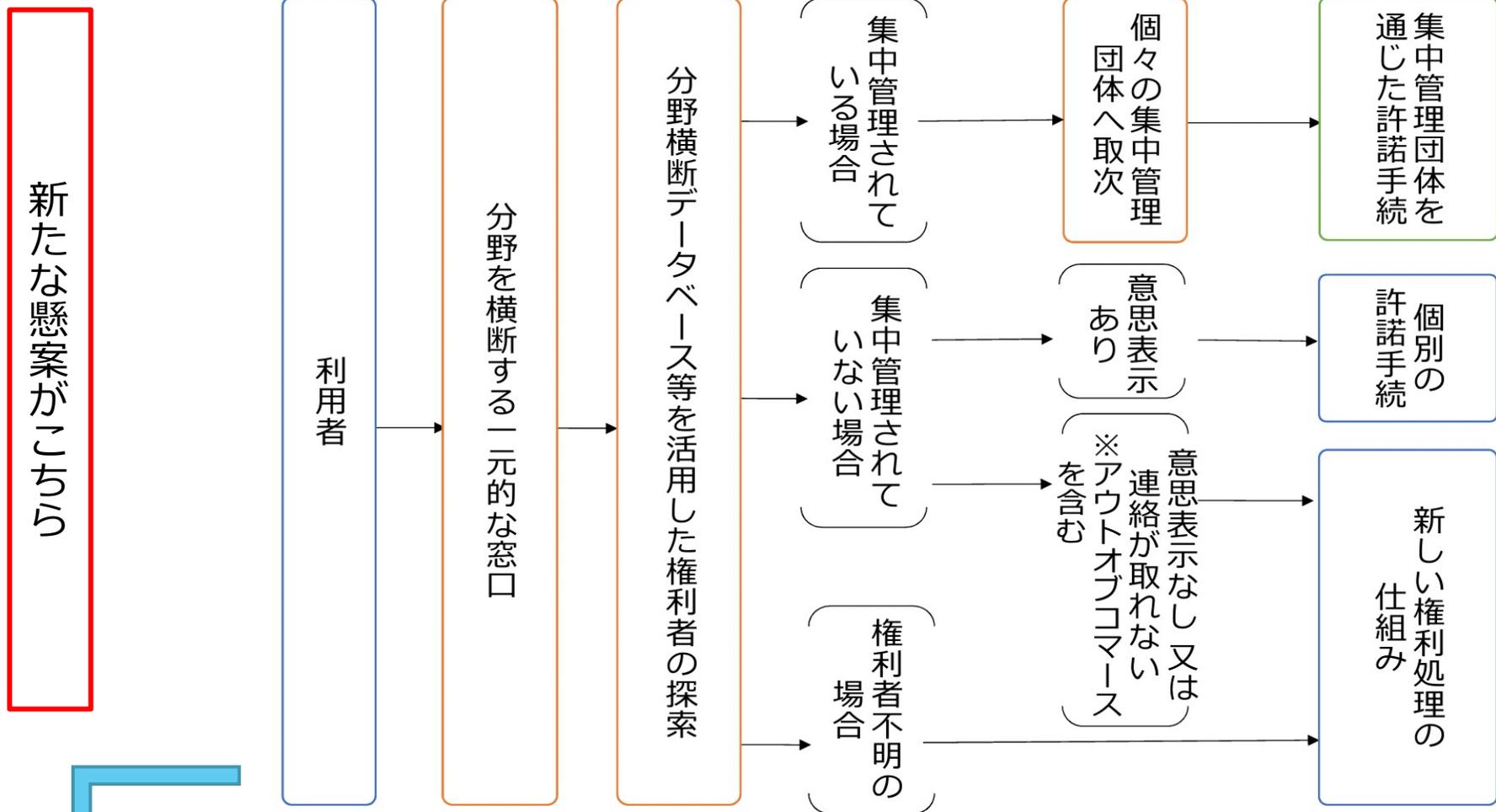
出版物の権利情報窓口

権利者不明にしない



※この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能。

## 分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理イメージ



アウトオブコマー  
イコール  
入手困難ですよ

※ この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能である。

この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能である。

# これでいいのか！ JPRO

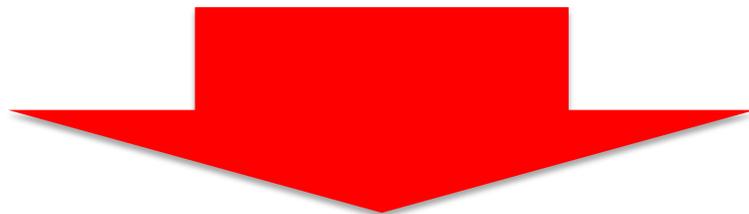
2025年1月31日現在

登録書籍数  
3,280,735点

登録電子書籍 745,470点  
底本ISBNあり 473,583点  
うちJPROに登録 365,557点



底本ISBN無し 271,887点  
うちJPRO無い 108,026点



権利情報 259,725点

電子書籍登録数  
88,396点



電子書籍無登録  
657,074点

# 書誌情報の整備に AI 活用

- ▶ 今回、JLOX+の補助金を活用して、書誌情報の紐付けにトライ
  - 〽同一コンテンツ調査、
- ▶ 書名（作品名） ・ 著者名と内容紹介からの関連を様々調査 AIの振れ幅を調整し、登録を行った！！
- ▶ 現在、調整中ですが、大幅にマルチコンテンツの連携が可能と想定。

# 書誌情報の整備に AI 活用

- ▶ 大半は問題無く紐付けられたが、いくつか今後の進化に期待するポイント

弱点 ① 特にコミック・ライトノベルの巻立て

ex 『名探偵コナン1』と『名探偵コナン11』を同一視

弱点 ② 翻訳出版物

ex 表記の揺らぎがあること

→ **Cコードで削除できるのでコミックは除外**

権利を維持するためにも  
これからも登録が重要です

- ▶ 入手困難ではない！を表示
  - 利活用を制限
- ▶ 障害者に対する国会図書館デジタルデータのOCRによるテキストデータの配信
  - TTSの有無を確認
- ▶ 図書館からの図書館資料のメール送信
  - 2号著作権への補償
- ▶ 一元的な窓口組織を使った権利処理
  - 権利の表示

JPO のJPROは出版情報の入り口

BOOKSは出版情報のポータル

よろしくお願ひします！